

『詠歌之大概』の成立時期

（付）仮名本三本について

1 はじめに

『詠歌之大概』の成立時期を、従来云われているところ以上に絞ることはできないであろうか。

『詠歌之大概』の成立時期の上限については、本文後半部に据えられている歌群「秀歌之躰大略」の素材源である『定家八代抄』⁽¹⁾（二四代集）の成立説に基づいて、建保三年（一二二五）と見做しうる。すなわち『大概』⁽²⁾（以下略称。断わらない限り定家真作の「真名本」を指す）は藤原定家が五四歳以降に執筆したものとしてよい。しかし上限は良いとして成立の下限はなお不明であり、かたがた具体的な成立時期そのものについては、従来充分に論じ尽くされて一つの結着をみているとは言い難いと判断される。私たちが確実に知り得ているのは、依然として右に述べた建保三年頃以降という上限のみである。従って、このうち二三触れる中世・近世の『大概』註釈書

類が多く採用している「老後」の著作とする見方を超えるような徴証を、今のところ私たちは必ずしも把握していないとすら言えるのである。

しかしながら、おおよそ老後の著作と見做すにしても、建保三年定家五四歳から、結果的に没年の仁治二年（一二四二）八〇歳までの二七年間もの期間に成立時を想定するのみでは、やや疏略に過ぎると言わねばなるまい。定家の創作原理を伝える主要なテキストの一つである『大概』を、著者・定家の歌人的軌跡や、特にその歌論の展開史の中に可能な限り年代的に位置づけながら新たなテキスト読解の可能性を模索することは一つの課題であり、そのためになお検討すべき余地が幾分か残されているように思われる。試みに私見を述べてみたい。

川 平 ひ と し

2 執筆対象

最初に、成立時期と連関する執筆対象の問題を採り上げたい。

『大概』は誰に宛てて執筆されたかについては、これを「梶井宮」であるとする説が周知の通り早く頼阿によってなされている⁽³⁾。そのち何時の頃からか「梶井宮」は後鳥羽院第七皇子尊快親王(俗名寛成)と特定されるに至り、尊快の年齢と相応させて定家による執筆の時期の蓋然性が取り沙汰されても来たのであった⁽⁵⁾。

しかしこうした中世以来の説をしても近代以後の説をも大観しつつ久保田淳が簡明に指摘したように、梶井宮・尊快説は突き詰めれば一つの「所伝」に基づいており、同時に特に近代の説の場合『毎月抄』を定家真作とすることを前提としてなされているものであって、「これらを疑うとすれば、議論は出発点に戻る」と言わねばならないのである。それゆえ例えば紹巴『詠歌大概抄』に、

此一冊(後鳥羽院御子尊快親王梶井宮定家卿へ哥のよみやうを尋申されし時、いさゝかの物にて大概を記まいらせらるゝ事奇特なるを、大方におもへるハ無念なるもの歟)

とある説などは、尊快説を前提とした上で成立事情を一步踏み込んで読み取ろうとする解釈例であるが、当の前提自体必ずしも明証事ではないのだとすれば、前提を不問に付したまま成立の時期や事情につきこれ以上立入って説を為すのは、反って事実から逸脱して臆測を重ねることになりかねない。結局執筆対象の問題を先へ進めるためには、「梶井宮」説や「尊快」説を肯定するにせよ否定するにせ

よ、暗黙の前提に拠らずに新たな証左を示すことが求められるであろう。現在のところその種の明徴は未だ得られていないと思われる⁽⁹⁾。

勿論、執筆対象を按ずることは無益だと主張すべきではない。例えば近世の註に説く、

書物を作るハ発起のなきてつくるもあれと、大かたハ所望によりてつくるならひなり (加藤整齋『三部抄増註』第一)

という観点は殊に中世のテキストの成立説に相渉る場合心すべきことであり、一般論としては承認されよう。定家もまた『大概』執筆に際して対象を考慮せざるを得なかったであろうし、むしろ明確な対象意識に基づいて論述方法を工夫しましたであろう。事実『大概』本文の文彩の中に、読む相手を意識したこと⁽¹⁰⁾の現れを幾つか拾うことができる。

ただし右の側面を認めながらも、テキストには、対象に規制される側面から相対的に自立するところの定家固有の認識の次元もまた存しているのだと考へたい。例えば自筆本『近代秀歌』——実朝に遣送すべく一旦執筆され、後年その論述部分については改稿されずほぼ元のまま染筆されている——に含まれている意味と全く同様に、『大概』においても、必ずしも執筆対象に拘わらずに自己の論理(理論)を提示・展開そして確認するという立場は定家によって確保されていたと考へたい。

以上の観点に立って当面の問題を考えるためには、より外在的な執筆対象についての詮索から一步踏み出て、徴表をテキストの内部

に求めてみるべきだと思ふ。

3 「老後の著作」の問題

ただし「大概」は年紀を伴う識語の類を持っておらず、本文中に成立時期をさまざま推測させるに足る手懸りも乏しい。従つてテキストの文辭をことさら細読せざるをえないのであるが、既に旧き註釈書類の幾つかは原文中に何かし合理的な判断を加えながら成立問題に説き及んでいる。就中代表的なのは細川幽齋『詠歌大概圖書』の次の所説である。

此抄の時代

定家卿二家院保武年ミツノムネ壬午ミツノムネ誕生後成卿四十九歟、

此抄梶井宮に進せらるゝの由頼阿の抄にのす、是則尊快法。親王の御事也、然は此抄に毫昧の覚悟に随て書連ぬるの由載之、尤老後の事たるへし、貞応武年壬午六十一歳なり、彼よりも後の事たるへき歟(12)

判断の根拠となつてゐるのは「大概」後半部の標目「秀歌之躰大略」の後に見える註記の一文、

随毫昧之覚悟書連之、古今相交、狼藉無極者歟(13)

であり、とりわけ「毫昧」の語が重視されたのだと思われる(14)。ただし貞応壬午は確かに定家六十二歳に当るもの、同年は「貞応武年」ではなく同元年(一二二二)である。幽齋抄の他本も引用した通りのようであり、幽齋の何らかの錯誤か。貞応を目安とする説は紹巴抄の内題註記の「私、定家六十二歳比歟」にも見られる。紹巴は貞応二年頃を想定

していたようである。幽齋の場合「六十二歳」を云い「彼よりも後の事たるへき歟」と時期を巾広くとのに對して、紹巴は年次をやや限定的に捉えていたことになる。

しかしながら幽齋抄の如く「毫昧」から「尤老後の事たるべし」と推量するのは良いとしても、特に「貞応」以後を指定する理由は先引註文中に何ら明示されていない。この点は紹巴抄も同様である。而して石田吉貞の看破した通り、目安としての「貞応」に「深い根拠があるものとは思はれない(15)」のである。

「貞応」が云われた理由として、華甲の齡という理解や、法制史上の「老」者の年齢区分の準用などを考えうるが、いずれにせよ貞応元年・二年は便宜的な時期設定に過ぎまい。仮りに「毫昧」と記された時期を問題にするのなら、「老者」の年齢に関する常識的な想定を離れて、そもそも定家自ら「老」を何時頃から意識していたか、特に「毫昧」と自認する時期は何時からかを、かつて石田吉貞の行なつたように定家自身の用語例に即して仔細に検討すべきであろう(17)。

更に言えば、定家における「老」を定家によつて書かれたものの中から読み取る際、我々は「表現としての老」という次元をすら考慮すべきではなからうか。生身の存在の自然過程と架空の時空を擬視する表現行為との鋭い緊張関係の中に歌人定家の営為を置いて考えるとき、「毫昧之覚悟」という定家の言辭を、老齡の意識に関する我々の通念の枠を適用して読んでよいという謂はれは余りない。むしろ「毫昧」は一面で極めて意識的な表現として、生身の現実や実

年齢とは相対的に別の秩序の中の語として書き付けられたものとすら読みうる。¹⁸⁾ 以上のように考えれば、「意味之覚悟」という字句は『大概』の成立時期を推定する直接の、しかも有効な年代標識とはならず、ひいては幽齋・紹巴に代表される既往の想定説を我々は相対化せざるをえないであろう。

例えば石田吉貞は先引の通り幽齋らの説を根拠不明としながらも「しかしこの推測はほぼ当つてゐるのではなからうか」と云い、種々の論点(うち幾つかについては後述)に基づいて「大体承久事変以後、貞応の頃の作で、梶井宮に進献したものといふ説は、認められてよいのではないか」という、今日の通説ともなっている結論を導き出している。しかし先に「梶井宮―尊快」へ宛てたとする前提を外し、今「貞応」を成立の目安とする説を相対化するという見方に立つと、右の通説をも一旦は疑つてみたいと思う。

4 一つの徴証

予め私見の要点を言えば、『大概』の成立時期は、いずれ定家の老年期の或る時点に想定せざるをえないものの、絞れば、既往の説が目途としている建保期や「貞応」より遙かに下つて定家の最晩年、嘉禎二年(一二三六)七五歳前後ではなかったかと考える。以下その論拠を記してみたい。

述べた通り、やや多義性を含み持つ「意味」の語は暫く措こう。¹⁹⁾ 他に年次推定の手懸りになるかと思られる記載を本文中に求めると、年時に関して具体的に述べているほとんど唯一の徴証として次

の文言を重視してよいのではなからうか。

近代之人所詠出之心詞雖為一句謹可除弃之

七八十年以来之人寄所詠出之詞努不可取用之

近代人の「詠出」した表現を自詠に「取用」いることを厳しく制している箇所である。『大概』本文中に再三見られる割註の在り様——本行の論点に概念的な限定を加えたり、その趣意を敷衍したりしながら、結果的に、提示した命題に籠めた理論内容をより厳密に指示するような性格を含んでおり、周到な配慮に基づいて記されていると言つてよいものだと思う——に留意しながら読むと、右に云う「近代之人所詠出之心詞」と割註の「七八十年以来之人寄所詠出之詞」とは論理的に並行しかつ等価であると解される。当面、特に注意すべきなのは「近代」と「七八十年以来」の対応関係である。右の定家の論理を私たちの成立論に組み込もう。仮りに定家の考えていた「近代」の時期とりわけその起点を明確にすることができぬなら、当の時点から「七八十年」後に相当する一時期に『大概』の執筆時点を比定してよいということになるはずである。

ただし、ここで一途に成立説のための素材としてのみ注目するのではなく、少し眼を移して『大概』の理論展開に即して読めば、右の文言は、今述べた定家の抱いていた「近代」の時代区分に関する認識を伝えている点において、そして「近代」人詠を撰取することに對する定家の強い批判の姿勢を伝えている点において重要である。²⁰⁾ これらの諸点は結局『大概』の核心である本歌取論と理論的に連関

するものであろう。無論先引部分の論点は近代人詠撰取を禁制しているところにあり、直接本歌取論を細述している訳ではない。確かに近代詠撰取批判論は本歌取論と論点を異にしている。⁽²²⁾しかし双方は決して並立する別箇の論点ではなく、『大概』の理論の中では両点はむしろ相互に緊密に連繫していると思われる。すなわち「近代」を厳密に画定して「近代之人」あるいは「近代之人所詠出之心詞」の撰取を禁制することは、翻って、新しい詩的時空を構築するための媒介である八本歌^ノとは何でなければならぬのかを問うこと、言換えれば、本歌の対象として真に依拠し撰取すべき古歌あるいは古典(あるいはテキスト)の歴史性を尖鋭に問うという姿勢に裏打ちされていたのであって、近代人詠撰取を批判・禁制するという論点は新古今時代における新しい詩的手法としての本歌取のむしろ根幹に関わっていたと考えられる。『大概』の核心に通ずる当の記載を、今採り上げつつある『大概』成立時期の問題と結び合わせて考えたいと思うのである。

さて成立説の徴証としての先引の文言に立ち戻らう。定家が近代詠撰取を斟酌し慎しむべきことを述べている幾つかの言説(後述)の中にあつて、『大概』の場合は憚るべき対象の属する時期を、具体的年数をもって一段と明示的に説いている例として注意される。また「努^ク不可」という強い語調は背後に一定の明白な規範が存在していたことを予測させる。このような響きを伴った言説が暖昧で微弱的な歴史意識のもとに大雑把に語られたとは思われない。定

家の鋭利な和歌史意識を考えると、「謹」しんで「除^ク棄」すべき「近代」の範囲は一つの明確な時代認識によって画されていたと見るべきではなからうか。

而して鍵は「近代」の範囲である。先の文言に拠る限り、定家の「近代」は『大概』執筆時点から遡ること「七八十年」と想定されていたと考えうる。ではその時期は何時か。

5 傍証

ここで一つの傍証を用いたい。傍証とは『長綱百首』秋二十首・草花の長綱詠に付された定家の次の評言である。⁽²³⁾

秋^はイもまた浅茅か原の蘭むかしをとへは露そこほるゝ

梅かゝにむかしをとへは春の月と申哥の後、昔をとへはと毎

人読れ候也、か様の事はかまへてく候ましき事也、善悪六

七十年以後のちかき哥はとりはたらかさるましき物にて候⁽²⁴⁾

定家は長綱歌の第四句「むかしをとへは」を捉えて、それが新古今

入集の家隆詠

梅が香にむかしをとへば春の月こたへぬ影ぞ袖にうつれる

(春上・四五)

の歌句を撰取した一連の亜流の例に過ぎないことを指摘、この種の詠作方法を厳しく誡めている。問題の歌句「むかしをとへば」の用例史を概略辿ると、同歌句は俊成の『御室五十首』中に見え、続いて家隆の正治二年院初度百首に詠み入れられている(当該歌)の

ち新古今時代に早くも家隆歌そのものに影響されたと見做せる幾首かの亜流があり、降って建保期の作品中にも例を見出しうる。⁽²⁵⁾そして今の長綱による襲用例に統一しているのである。

定家の批判はこうした用例史の状況と無縁ではなかったはずである。「むかしをとへば」の歌句自体は俊成に例を見出しうるから、表現としての先出権を家隆に認める訳には行かないものの、『伊勢物語』第四段の物語的場面を背景に据えて、作品中に設定された主体の語りとして「むかしをとへば」を詠み入れ一首を構成することによって、家隆詠は俊成歌の次元を超えた言語の時空を作り出したと言ふことができる。この一首に、手法と表現の新しさを認めて定家は恐らく独り新古今にこれを撰出した（撰者名註参照）のだと思われる。定家は、自詠／梅の花にほひをうつす袖の上に軒瀾る月のかげぞあらそふ／と同じく正治初度百首詠であり、かつ新古今に相並んで共に一連の物語的気分を醸成しているこの家隆詠を、新古今の表現の一つの達成点と見做していたと推測することもあながち無理ではあるまい。当の表現の亜流に墮することを強く咎める言葉の背後に、述べたような定家の認識を窺いうると思う。⁽²⁷⁾

注目したいのは、具体的な作品批評を通して門弟長綱に教示すべく定家が提出している命題、すなわち「善悪六七十年以後のちかき哥はとりはたらかざるましき物にて候」である。「善悪」の語は作品の「良し悪し」と言うより、ここでは「ともあれ」「惣じて」「是非とも」などの語に近く、時に否定的な響きをも伴い相手に強く促す意と解される。云われているのは「六七十年」を遡る範囲に出来

した近來の作品の表現を模倣し、これを自詠中に取込むことを強く制する、という主張である。

さて私たちは定家のこの言説を、『大概』の先掲の言説と重ね合わせて読解しうるのではなからうか。両者の共通点は明瞭である。

論理内容はもとより、「かまへて／＼候ましき事也」「努く不可取用之」のいかめしい程の禁止の口吻においても一致している。ただし「ちかき哥」と「近代之人所詠出之心詞」の用語の相違は無視できないが、それも意味の背馳を来している訳ではなく、むしろ「ちかき」「近代」の概念内容は極めて近似していると考えてよい。改めて両言説の伝えている具体的な命題の部分と比べてみよう。

A 善悪六七十年以後のちかき哥はとりはたらかざるましき物にて候

B 七八十年以来之人哥所詠出之詞努く不可取用之

A・Bは同じ事象を捉えて共通の観点に基づいて発せられた等しい論理内容をもつ二つの言説であると考えたい。

以上のように理解した上でA・Bの書かれた時点を考えてみよう。今我々が知りたいのはBの記された時点である。

ところで一方のAの記された時点はほぼ確実である。Aを含む『長綱百首』の定家評の成立には、同評の総論とも目される部分が裏書に認められたという事情が介在しているものの、同書は幾次に亘る錯綜した過程を踏んで成ったと考えるには及ばない。定家の孫に当る（為家男）暁月房為守の奥書の記載に従って、定家による付評の時点は「嘉祿二年九月十六日」であったと見做してよい。と

なればAの「六七十年以後のちかき哥」で想定されている「ちかき哥」の範囲は自ずと明らかになる。すなわち嘉祿二年（一二二六）を六十年遡った仁安元年（一二六六）から、更に十年前の「七十年」に当る保元元年（一二五六）の期間より此の方こそは、Aの「六七十年以後」に該当する。「とりはたらか」すべきではないと定家の云う「ちかき哥」の属する時期を、右のように見定めうるのである。すなわち「ちかき哥」は「近代」詠の時代とは大雑把に言えば定家の生まれた応保二年（一二六二）を中に挟む時期、勅撰集史で言えば金葉・詞花を含まず、詞花集成立直後の保元元年から仁安元年の間頃を起点とする六七十年間を指していたと解されるであろう。

さて、右で推定したところをBの言説に平行移動しよう。Aから推定した「近代」の起点すなわち保元元年→仁安元年に当嵌めてBの「七八十年以来」を量れば、Bの誌された時点と逆算出しようはずである。結果、Bの記載を含む『大概』の成立時点として、保元元年→仁安元年から「七八十年以来」に適合するところの、嘉禎二年（一二三六）を計算上割り出しうる。しかも問題の時点は「嘉禎二年」を五年と隔たるとはなかったであろう。なぜなら、五年以上隔たるとなれば「六七十年以後」「七八十年以来」の年数枠に狂いが生ずる、言換えれば、定家の理論としての整合性が喪われ、ひいてはその歴史認識の一貫性を読み取りえなくなるからである。約言すれば、A・Bに現れた論理に基づく限り『大概』は嘉禎二年定家七五歳の前後（各五年とズレない）数年間に執筆されたと考えら

れるのである。

一步譲って仮りにBの記されたのが（通説の一つの目安となっている）貞応頃であったとすると、Bは嘉祿二年の発言であるAに先行し、かつBの三・四年のちにAが言われたことになり、在りうべかりし定家の認識に照らすと、不用意とも無原則とも映る年数の食違いを生じてしまうことになる。A・Bの先後関係はA↓Bと見做すべきであり、敢えて逆行してB↓Aと解するには及ばないのではなからうか。先程提出した推定説に従えば述べたような食違いを払拭しうるばかりでなく、Bの解釈をめぐって旧き『大概』註釈書類の施してきた混乱とも言える理解の錯雑(2)を免れて、定家の認識——論理的に再構成しうるところの——に沿った、ひとまずは整合的な理解に達することができると思われる。

6 〈近代〉の起点と〈近代〉以後の歴史軸

小論の直接の論点は以上で尽きている。ただし述べたところは、『大概』の成立時期を機械的に割出したという面を多分に含んでいる。それゆえ更に言葉を補って提出した推定説を論証する必要がある。

言うまでもなく右の推定説は一つ的前提に立っている。すなわち、定家が「六七十年以後のちかき哥」あるいは「近代之人所詠出之心詞」「七八十年以来之人哥所詠出之詞」と説く際に、当該の時期の起点——簡素化して理解すれば〈近代〉の始発点——は歴史的な或る一時点として想定されていたとする前提である。

を越えて嘉祿元年以後に至るまで、定家の近代詠撰取批判の姿勢は一貫しており、就中本歌の範囲の上限に触れている(b)は〈近代〉の始発点の問題にかかわるものとして重要である。

さて〈経信以後〉を一つの画期と見做す認識は、周知の通り『近代秀歌』の和歌史論の中に明示されているところである。先引(b)は、和歌史論における画期と〈本歌〉の範囲をめぐる言説とがほぼ重なっていることを証するものでもある。

ここで改めて『長綱百首』の定家評中の立論Aを想起しよう。述べた通り、Aが記されたと考えられる嘉祿二年から「六七十年」以前を求めると、私の推定説の要となる時期、すなわち「保元元年〜仁安元年」を割り出しうる。しかしながら、この範囲は勿論「経信以後」とは大いにズレている。ちなみに任地大宰府で経信の没した年、永長二年（一〇九七）は嘉祿二年から遡ること一三九年に当る。

もし仮りに定家が

近代Ⅱ経信以後Ⅱ本歌として取用すべきではない時代の如く並列的に束ねて理解していたのであったとすれば、〈経信以後〉の〈近代〉を指示すべく、嘉祿二年時点の定家は「善悪百三十四年以後のちかき哥はとりはたらかさるましき物にて候」とでも記すべきであったらうか。

もとよりAはそのように記されている訳ではない。嘉祿二年時点で定家はまさしくAの如く記しつけているのだとすれば、Aで云われている「六七十年以後のちかき哥」とは、〈経信以後〉とは異なる、もう一つのあるいは別種の〈近代〉について云われていると考

えるべきなのだと思う。すなわち撰取を慎しむべき「六七十年以後」とは〈経信以後〉より更にのちの、定家じしんの時代に一步接近した時期を指していたと考えられる。定家の〈近代〉は決して単一・同質ではなかったと言わべきではなからうか。

ここで、同様に経信以後を区切って「近き世の上手」たちの批評を展開している『後鳥羽院御口伝』の場合を想起しよう。後鳥羽院の見解は経信以後を「近き世」として語っている点で先に見た定家の歴史認識の一面と重なっており、同時に新古今歌人らにおける一つの共通の時代認識をも伝えていることで注意される。ところで『御口伝』の詠風論あるいは個人様式論風な歌人批評の叙述過程の中には、田中裕が精細に辿ったように、〈近代〉の内実やその展開をめぐる後鳥羽院じしんの「時間意識」とそれに応じた「時間区分」が窺われる。後鳥羽院の視野にあった〈近代〉の史的展開は、院の侮り難い時代認識——表現史的状況に対する自覚と言換えてもよい——によって幾つかの時期に比較的際やかに区画されていたと考えられるのである。⁽³⁴⁾

このような認識の水準が傍らにあったことを思い合わせると、定家の〈近代〉もまた一つの同質的な区画のみで律されていたと考えなければならない。定家もまた後鳥羽院と共に経信に始まる時代を〈近代〉と捉え、且つ〈経信以後〉の時間軸を、これも後鳥羽院同様に、しかし定家じしんの歴史認識の原理に従って——『近代秀歌』の和歌史論における〈経信以後〉の叙述で已に鋭利に展開されているように——節目となる幾つかの時点で区画していたと考えられ

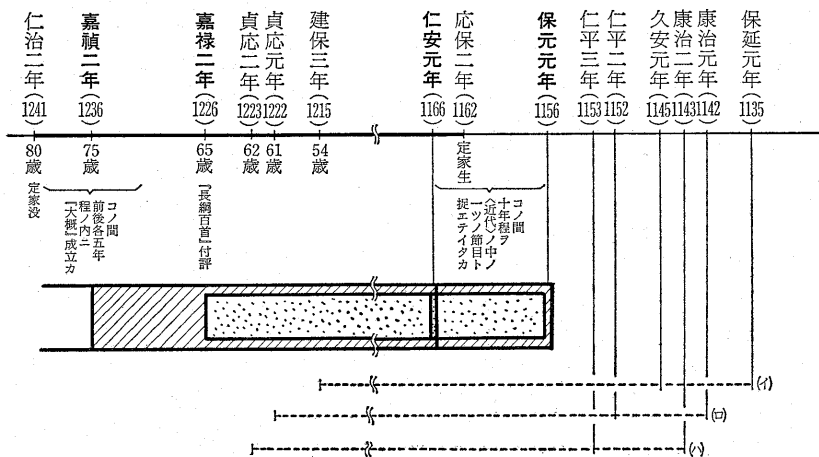
る。「保元元年」仁安元年」頃の時期とは、〈経信以後〉の〈近代〉を一層仔細に観察して細分する時に特立されたであろう一つの節目ではなかったか。

『長綱百首』評の先掲Aの言説は、嘉祿二年時点の定家が後進歌人に対して、特に撰取を憚るべき近代詠の範囲を、〈近代〉を一步進んで分節化して得られた時期区分に基づいて、具体的な年数を示しつつ⁽³⁵⁾厳しく限定したものだと言解される。

以上のような脈絡のもとで指定された〈近代〉中の一つの節目、すなわち「保元元年」仁安元年」頃は、嘉祿二年にAの如く語られ、私見によれば、更にその十年後に当る嘉祿二年を中心とする前後おの約五年以内の或る時点において、すなわち『大概』の成立時期に擬えうる折に、再度自覚的に提示されたということになる。而して『大概』に「近代之人所詠出之心詞」云々と本行に書かれたのちなお細註においてAの如く「七八十年以来之人哥所詠出之詞」云々と但し書きが施されているのは、述べたような経緯に基づく定家の慎重な配慮に因るものではなかっただろうか。

なお私見に即して『大概』成立時期と、当の時期において「七八十年以来」と指定されている範囲とを图示すれば下のようになる。

「七八十年以来」は、仮りに建保三年成立説に従えば、(イ)のように保延元年～久安元年より此の方を、また貞応元年成立説に従えば(ロ)の康治元年～仁平二年以後を、更に貞応二年説を当て嵌めれば(ハ)の始まりより一年ずつのちを起点とする(ニ)の時期を、それぞれ指すこととなる。しかし私は、図の中で太線で囲った範囲——『長綱



百首』評で指示された保元元年と仁安元年に始まる「六七十年」を包み込み、且つそれと始発期を共有するところの、斜線を付した時期——こそ「七八十年以来」に適わしい範囲であり、同時に、〈近代〉以後の歴史軸についての一つの認識像を浮かび上らせる嘉禎二年前後を、『大概』成立の時期として想定したいと考えるのである。

定家は保元元年を上限とする十年程を〈近代以後〉における一つの節目と捉えていたとなれば、私たちはすぐ様、「保元ノ乱イデキテノチノコト」「保元以後ノコトハミナ乱世ニテ侍レハ」と記している『愚管抄』の時代認識を思い合わせるに違いない。和歌詠作の課題に密着して語られている定家の時代認識と、荒けない現実政治をも包み込んだ歴史に対する慈円の認識とが重なり合っていたかに見えることは興味深い。ちなみに、定家じしん、保元頃に或る種の画期を認めるといふ見地に親昵していたことは、『明月記』の次のような記載から窺われる。

於如此事者猶可用正説、縦雖吉例、於人僻事者更不可付事歟、清和以後到于近衛皆一同也（元久三年（二〇五）二月十八日条）

右は小朝拜での作法をめぐる談議から派生して儀礼における作法に関連して云われているのであるが、ここには清和以降近衛までを一つの時代、しかも〈正説〉の一貫していた時代とする認識が現れている。公事の細部をめぐる、こうした時代認識と和歌詠作に関する歴史像とが定家においてどのように結び合っていたかの問題は更によく考えてみるべきかも知れない。

更に言えば、定家の想定していたと思われる「一つの節目」は天皇譚で見ればほぼ後白河・二条の代と重なり、より和歌史に即して言えば、先にも少し触れた通り金葉・詞花を含まず、更に堀河百首・久安百首をも含まない時期ということになる。⁽³⁷⁾この節目となる十年間に、家隆が生まれ（保元三年）、定家じしん生を享けており、一年遡る久寿二年（二一五）に有家そしてこの時期を越えたすぐのちに、

良経 嘉応元年（二一六）

雅経 嘉応二年（二一七）

通具 承安元年（二一七）

後鳥羽院 治承四年（二一八）

らの誕生が続いている。思えば「保元元年と仁安元年」頃に始まる時代とは、定家にとっての〈同時代〉の謂に他ならない。『長綱百首』のAそして『大概』のBに典型的に提示されている近代詠撰批判の論理は、定家の〈同時代〉、言わば〈我らの時代〉の歌人らが達成したところの「哥」「心詞」「詞」はゆめゆめ撰取されるべきではないとする論理であり、定家にとってそれは、在るべき〈本歌取〉の詩的方法を鮮明にする為に、是非とも重ねて強調すべき要点であったと思われる。

こうして漸く尋ね得たかに見える『大概』成立時期（の説）は私たちに一つの眺望をもたらすはずである。次に、私見を敢えてもう一步先まで延長しておきたい。

7 新たな景観

嘉禎二年前後に『大概』執筆時点を据えるとなれば、此の書は、

旧来説の一つである建保三年頃、あの「連連三百首」(『明月記』同年九月二十九日条)や『定家八代抄』と踵を接して執筆されたものではなく、一方、貞応元年・二年に、一連の註釈的営為が展開され始め『顯註密勘』(承久三年)の直後辺りあるいは『三代集之間事』

(貞応元年)と並行する時期のものでなくなる。むしろ、単純な計算によれば前者から二十一年、後者からは十三・四年引離れた時点を中心とする時期、すなわち、天福元年(二三三)七二歳、前年権中納言を辞し、是の年十月十一日出家したの頃から、大よそ、嘉禎三年家隆を送り、延応元年(二三九)後鳥羽院の死を聞いた頃辺り、生身の生と文学的営為の両面に亘って独り重い課題を引受けつつあったと言うべき晩年——七十歳台——頃の定家による著作として『大概』を位置づけらるのである。

このように定位し直すことにより、私たちは『大概』を新たな見出しのもとで捉え返すことになるが、当然ながら直ちに、

- (1) 『大概』読解上新たにどのような観点が生じるか
- (2) 定家の手になる他の諸書との関連如何

(3) 定家の思惟像に改めてどのような側面を見出すことになるかなどが問われるであろう。今これらの全てについて細論する余裕は無い。ここでは、再考のための端緒とすべく、二つの問題点のみを抽出して簡略に付言しておきたい。

問題の一つは(2)にかかわる『大概』と自筆本『近代秀歌』との関係、もう一つは特に(1)にかかわり且つ右の第一の点と密接に繋がる『大概』付載の「秀歌之躰大略」についてである。

『大概』の成立時期を一旦見定め得るとすれば、今しがた記したように『大概』と定家の編著になる諸書との関係を問い直すという視野もまた開けてくる。就中すぐ様浮上する問題は自筆本『近代秀歌』(以下「秀歌」と略称)との関係如何である。もとより両書は、例えば『秀歌』に明示されている和歌史論が『大概』では必ずしも直接展開されていないことを始めとして論点・論述方法・文体に相異があり、それらはおのおのの独自性をもたしているものの、本歌取論を一つの中核とする理論内容は原理的に重なっているとしてよい。さらに両者とも論述部に例歌群を付載していること、そして当の例歌は共に『定家八代抄』を抄出して編成されていることから知られる通り、両書の相互連関性は密接である。而して従来の見方の如く、両書は近似した状況と時期のもとで成立したと推測することは決して不当ではあるまい。

こうした両書の親近性を勘案し、小稿で提出した論点に立脚して私見を即座に言えば、両書の先後は依然として容易に断じえないものの、自筆本『秀歌』もまた『大概』成立の目安となる嘉禎二年前後に余程接近した時点で成立したのではなかったかと考える。

そもそも自筆本『秀歌』の成立は何時であるろうか。伝本研究の成果が教えているところの「原形本」以来の此のテキストの変容史を

考慮すると、自筆本段階のテキストそのものの類にも幾相かの小変更が潜んでいるという想像も全く不可能ではないが、今それは採らない。むしろ自筆本の書写・染筆の時点こそは「自筆本」のテキスト編撰の時点で他ならないと考えたい。そうだとすれば成立時点の鍵は、現存自筆本に遺されている定家の墨痕を何時のものとするかという純粹に筆蹟学的な判断とかわかる。而して書道史の側からの一つの判断は、「五十歳か六十歳のころの筆跡らしい」⁽⁴¹⁾あるいは、字形にも線にも定家の癖がはつきり認められるが、晩年の書風とは違う。定家の六十歳前後の筆跡である。⁽⁴²⁾

の如くである。しかし写真版等をつらつら眺めると、むしろ久保田淳の次のような観察に従うのが自然かと思われる。

定家がこれを書写したのはかなり晩年のことと想像される。土佐日記などに通ずる、渋く乾いた感じの書である。⁽⁴³⁾

確かに紙面に窺われる微妙な文字の顛え・揺れ、筆先の割れや擦れなどを含む跡は、貞応二年（一二三三）六二歳の『石清水八幡宮田中宗清願文案』ないしは嘉祿三年（一二三二）六六歳の『詠十五首和歌』の筆跡よりは、むしろ天福元年七二歳の出家以後の筆を伝える自筆本『拾遺愚草』や文暦二年（一二三五）七四歳の折（定家筆本書写奥書の年紀）書写された『土佐日記』の筆跡に近しいと判断される。⁽⁴⁴⁾すなわち筆跡の上からも、自筆本『秀歌』の成立を定家の晩年、ひいては私見の目安である「嘉禎二年前後」に接近させて位置づけようと思う。そうだとすれば、けだし自筆本『秀歌』と『大概』の両書は、定家が自ら培った和歌史論や創作原理と、建保期の

詞華集『定家八代抄』にこめた批評眼・鑑識眼とを、晩年に至って改めて見返す作業の中から相互に生み出されたのだとも言えよう。⁽⁴⁵⁾

次に「秀歌之跡大略」の問題について一言しておきたい。「大略」⁽⁴⁶⁾（以下このように略称）の諸相については、別稿において『大概』論述部との一体・一具の関連を説くために粗あら記述してみたが、「秀歌之跡大略」の名義を始めとして歌々の作者・排列・所拠など、改めて考えるべきことは少くないと思われる。ところで私見に立って言えば、これらの歌群は『定家八代抄』に基づきながらも、晩年の定家の裁量によって改めて編成されたものということになり、ここでもまた新たな視野のもとで幾つかの問題が提起されるであろう。例えば「大略」歌中に後鳥羽院の詠が六首（うち四首は自筆本『秀歌』にも）含まれていることの意味如何も、考えうる問題の一つである。

「大略」歌の作者毎の撰入歌数を、近・現代の目ぼしい歌人について見ると、

俊成七首 西行六首 俊頼・良経五首 清輔四首 式子・家隆二首 慈円・寂蓮一首

の如くであり、「建保三年」以降における現代歌人の中で最も多いのは院の詠である。「大略」において後鳥羽院の作品を例示・称揚する姿勢は明確だと言わねばなるまい。

よく知られているように、『新勅撰集』や『百人秀歌』の撰歌の際、後鳥羽院らの詠をめぐって自律的にか他律的にか、極めて強い規制——理由の最大のもの政治的配慮であったであろう——が働

いていたと推測されるが、「大略」における後鳥羽院歌評価に、その配慮の影は希薄である。その理由は、そもそも『大概』が承久乱以後の状況には全く無縁で、それ以前の成立であったことに依る、とする見方をここでは採らない。むしろ〈規制〉と和解する態度の一方で、内・外の〈規制〉を免れて、あるいはそれから相対的に自由に自己の撰歌原理を貫く態度がほぼ同時期に共存しえたことに意義を認めるという理解に従いたい。ちなみに『百人秀歌』に見えない後鳥羽院詠が『百人一首』に撰入されていることも右の点と無縁ではあるまい。定家の認識の系列は決して単一ではなかったことを改めて考えたい。恐らく『大概』成立時期の説は右のような諸点にも波及せずには居ないと思われる。

8 おわりに

結局私の論点は『大概』成立時期を定家の晩年の方向へ近寄せようとするとところにある。ただし『大概』は、〈新古今以後〉の和歌史的状況のもと、『定家八代抄』において八代集の富を撰抄し、『拾遺愚草』三巻において自己の年来の作品を集成したあの〈建保期〉の頃に成ったのではなく、むしろ、承久乱を遠く越えたのち、『八代集秀逸』(流布本)や『百人秀歌』『秀歌大鉢』を編撰し、増補した『拾遺愚草』を染筆し直す頃、かつての〈新古今〉はもとより〈新古今以後〉の自他の達成をも改めて捉え返し得る時点——新勅撰の編撰の途上ないしは成立ののち辺り——そのような時期に、自筆本『秀歌』とも重なり合いながら執筆されたのだと考えたい。以

上のように小稿は『大概』の成立時期——なお成立の年次そのものを特定するには至り得ないのではあるけれども——を再検討して、このテキストを再読解するための途を求めると一つの試みである。いづれにせよ成立時期の説は当否いずれかに帰着せしめられるであろう。御批判を得て改めて考えたいと思う。

〈註〉

- (1) 樋口芳麻呂によれば「建保三年正月一三日以降建保四年正月三日迄の満一年間」もしくは「建保四年正月五日迄の成立とみられ、建保三年中に成立した可能性が極めて大きい。樋口『定家八代抄と研究』下(未刊国文資料 一九五七 未刊国文資料刊行会、同『平安・鎌倉時代秀歌撰の研究』(一九八三)ひたく書房)参照。
- (2) 研究史については久松潜一『歌論集(一)』(一九七一三 弥井書店)解題『大概』の項(久保田淳)参照。ちなみに、ごく最近の藤田百合子説は、『毎月抄』定家真作、宛先は順徳院、とする立場から『大概』成立説に言及、『大概』も又順徳院へ宛てたものであり、『毎月抄』の内容は『大概』を踏まえているゆえ、『大概』の成立は『毎月抄』が成ったと推定される「建保四年夏頃」から「同年閏六月九日以前」の時期より以前であるとす。早くよりある建保期説を新たに展開するものとして注目される。藤田百合子『毎月抄』について——その宛先と定家真作としての整合性——『国語と国文学』一九八八・六)参照。しかし『大概』成立論の問題として言えは、藤田説の依拠する前提は必ずしも明証事ではなく、また問題の諸次元が輻輳しているように見え、直ちに従い得ない。『大概』成立説は、『毎月抄』成立年次・執筆対象の説から相対的に切離して、一旦は一つの問題領域の中で吟味されるべきだと思う。
- (3) 『井蛙抄』に「詠歌大概被進」(被進「梶井宮抄」)「梶井宮へ進せられたる詠歌大概」、また『愚問賢註』の二条良基に対する返

答中に「梶井宮」被進古歌「云々と見えるのがそれである。「梶井宮」へ宛てたものとする説は南北朝頃には既に存在していたことになろう。一方仮名本『大概』の幾つかの伝本に「梶井宮」説を伝える識語が見える(本稿の「付」参照)のは注意される。仮名本の由来と併せて、此の「梶井宮」宛先説の伝承史を明らかにするのは一つの課題であろう。

- (4) 『諸門跡譜』(群書類従巻六二)「梶井門跡略系譜」(統群書類従巻九六)。「大概」諸抄は幽齋抄を始め「第七皇子」とする。九条祖通の抄は系図を掲げ尊快に「第八」と註記している(國松由理・山田洋嗣「詠歌大概(種通抄)——翻刻と解題」(一)〇〇三)『立教大学日本文学』53〜55 一九八四・一二、八五・七、八五・一二参照。

- (5) 石田吉貞「藤原定家の研究」(一九五七 一九六九改訂版 文雅堂銀行研究社)第三編・第一章「三詠歌大概」参照。

- (6) (2) の久保田淳解題参照。

- (7) 宮内庁書陵部蔵本(五〇一・四九〇)。

- (8) 例えば平間長雅『詠歌大概鈔講談密註』の頭書に次のような記載が見える。

先師云、玄旨法印の伝に、後鳥羽の勅にて尊快の御歌を定家へ見せ給へりに、定家卿云、出家の風射に非々甚俗也と云々、其比此親王、女犯の事ありければ、大に恥をそれ給ひて、かかて三十首の和哥を詠し御相談有しに十七点あり、それより定家卿を信じ給ひて此抄をつくり進せられけると也

果して記されているような事情が実在したのか否か、真偽の程や説の由来は不明である。梶井宮―尊快という一つの伝承が新たな伝承を生んでいる例——一方で、註書における釈義が自己増殖して行くことの面白さを伝える例——と見做すべきかも知れない。右の引用は東洋文庫蔵岩崎本(三F・a・h・五二 長雅自筆三冊本。外題は「詠歌大概講談密註」。各冊に宝永五年(一七〇八)の奥書をもつ)に拠る。右の伝承は、長雅とその門流圈において同書が受容される

間に、一つの故ある説として継承されたと推察される。宝永五年より早い元禄五年(一六九二)の長雅奥書をもつ二本である京都大学附属図書館蔵『詠歌大樂講談聞書』(四一二、エ・二)の頭書に、「幽齋翁に伝へたまへりとて先師かたり申されしハ」として同様の説を載せている。なお日下幸男「平間長雅年譜——地下一流の古今伝受——」(『高野山大学国語国文』9 10 11 合併号 一九八四・一二)参照。

- (9) ただし、「梶井宮」説の根拠や形成の時期はなお詳らかでないのだから、同説を伝承ゆえに無下に斥けるというのは正当ではあるまい。仮りに「梶井宮」説を容認するとして、問題は更に次の二つ立てられる。

- (1) 「梶井宮」と呼ばれる人物は尊快以外にあり得ないか。

- (2) 「梶井宮」≡尊快と見做す場合、なお考慮すべき事柄は何か。まず(1)ついて、今『本朝皇胤紹運録』(大台座主記)『諸門跡譜』

「梶井門跡略系譜」を引き合わせて、定家と同時代の「梶井宮」を拾うと、尊快以外に、
承仁親王 後白河皇子
最仁親王 土御門皇子
澄覚親王 後鳥羽院皇子雅成王男
尊覚親王 順徳皇子

等を挙げ得る。うち建保三年の遙か以前、建久八年に二十九歳で入滅している承仁——『明月記』の断簡に「早且參梶井(承仁法親王)兩宮」とあることも確認されているが(辻彦三郎校訂『明月記』第一 史料纂集 一九七一 統群書類従完成会)——そして定家没の仁治二年漸く一五歳に達する最仁の両者は対象者から除外してよいだろう。尊覚は『明月記』安貞元年(一二二七)十二月一日条に「法印初遇談、承久二年令入御室給若宮女腹、依修明院仰渡梶井宮給、御出家、来十日為受戒登山」云々と見え仁治二年は二七歳に当る。和歌事蹟が知られていないのはやや条件を欠く。残る澄覚は仁治二年二四歳

とや若い、続後撰以下の勅撰集に尊快(四首)を凌ぐ二六首撰入されており、『大概』を送られる相手としての可能性は存する。

諸条件を考え合わせると尊快の蓋然性は高いものの、『梶井宮』は直ちに尊快を指すと限定されるべきではないであろう。ちなみに或る註書(書陵部蔵桂宮本『歌歌之大概抄』三五三・四六、他に伝本あり)に、

其比梶井宮二人御座アリシト也、是ハ後鳥羽院の御子尊クハイ親王といひし也

とあって、尊快説に従いながらも別人の可能性にひとたびは留意するといふ説みは早くから見られる。種通抄は(4)に記した通り尊快を掲出すると共に、雅成の子として特に

澄覚法親王無島、天台座主、大僧正、梶井

の如く、『梶井宮』たることを注記している。これも尊快説に一抔の疑念を挟んでいた故とまでは言えないにしても、必ずしも同説を素朴に前提としていなかったことの現れではなからうか。なお学習院大学国語国文学研究室蔵『歌歌大概抄』(九一・二〇一・五〇〇八 稿本の形態を呈する。冒頭に「天正十四」(一五八六)の年紀が見え注意される)に系図を掲げて「第七尊快法親王梶井、是へ被書進了」の如く尊快説を採っている。それと同時に「尊覚法親王梶井、藤ノ坊方ニハ尊覚ト也、不用之」云々とも註している。「藤ノ坊方」とは堯惠流の説を指しているのだから、宛先の説とその採否が円流と結びついて取り沙汰されてもいたようか。天正頃の『大概』釈義の状況の一端を伝えるものとして興味深い。

先掲(2)の場合について言うと、宛先は真実「梶井宮」であり且つ「梶井宮」は尊快に他ならないのだとすれば、尊快の年令を考慮した石田吉貞の指摘の通り尊快入滅の寛元四年(一二四六)四月二日『葉黄記』『天台座主記』から逆算すると、『大概』をめぐる尊快と定家とが交渉をもち得た時期は、『大概』成立の上限である健保三年尊快一歳から仁治二年尊快三八歳までの孰れかの時点という

ことになる。その際、執筆対象者としての条件に支障が無いかどうか、殊に尊快の和歌事蹟の吟味を更に要すると思う。例えば『続拾遺集』入集の尊快歌、

帰雁を

入道親王尊快

春雨につばさしをれてゆく雁の雲に跡なき夕暮の空

(春上・五匹)

は貞永元年(一二三二)成立の「洞院撰政家百首」の範宗詠しのび音にたたらひそむる時鳥雲に跡なき夕暮のそら

(夏・郭公・三五一)

の下句と全く同一である。範宗詠を撰取、時鳥を雁に転じ季を改めて一首を作した形となっている。また『続古今集』入集の

題不知

尊快法親王

ゆきとまるやどとさだむるかたもなしかぜのうへなるちりのみなれば

(哀傷・一四七六)

の第四句「かぜのうへなる」は定家詠に、

さえとほる風のうへなる夕づくよあたる光に霜ぞちりくる

(建仁元年「院五十首」冬・一八一三)

うつりあへぬ花のちくさにみだれつつ風のうへなる宮城の露

(建永二年「最勝四天王院名所御障子歌」宮城野・一九六一)

などの例があり、影響・撰取の関係を考えうる。『大概』の論点と右の現象の連関も(尊快歌となれば)問われるであらう。

更に「梶井宮」をも尊快をも特定しないとすれば、私たちは老年期定家と関わりをもった歌人たちの中から——定家との交渉を広く考慮しながら——対象者を改めて検討直すことを求められることになる。(2)に挙げた藤田百合子説は従来と異なる新たな対象(順徳院)を擬定する問題提起的な説である。

(10) 本文は有吉保編『三部抄増註・三十六歌仙和歌抄』加藤盤齋古注釈集成(一九八六、新典社)に拠る。もとよりこれは盤齋に始まる観点ではあるまい。例えば、『大概』における定家の執筆意図に

つき左のように記している種通抄も——飽くまで尊快説に依拠した上で
の立言ではあるが——同様の観点に従っていたと思われる。

定家卿常に古来の哥の事をいはんと思給なり、然る所に尊快法親
王の依御所望便をえて被書進之由頼阿抄に見えたり、紫式部も何
そか、むと思侍けるに、一条院より珍しき物語双紙を参らせらる
へきよし上東門院へ仰事あれハ、則式部にはからへ申せと有ける
を承りて、石山に詣て速々思ひまうけたりしうへに、猶折精して
源氏物語一部を始終して奉けることく、今此一紙もつゝまやかに
して旨ひろく深重なりと云、
(ナシ)

〔静嘉堂文庫蔵本「三部抄」(八三・一三・一五五七五)、「大概」
註の後に未來記雨中吟註を合写。『大概』註末には永祿二年(一
五九三)の種通(玖山樵翁)の奥書をもつ)に拠る。右傍の
「ハ」は(4)掲出の翻刻との校異。〕

(11)

特に文体に現れているところを摘記する。
(1) 割註を幾度も(通算七度)付して論理の細叙と嚴密化を図つ
ていると見えること(後述)。

(2) 具体的な記述。本歌取の具体的な技法内容、例となる歌句、
「殊可「見習者」として列挙されている歌集類や歌人名、「時
節之景気世間の盛衰為知物由」として例示されている白氏
文集の書名ならびにその秩数等はいずれも論述に具体性を盛る
ための配慮の現れか。

(3) 三箇所「歌」字は断定を僅かながら避けるための表現か。
(4) 「随筆味之覚悟」「狼藉無極者歌」などの謙退の表現(その
一方で尊敬表現そのものはなされていなくとも留意される)。
以上の諸側面はいずれも対象を意識した上での処置ではなかっただ
ろうか。

(12)

九州大学附属図書館蔵細川文庫本の影印本(在九州国文資料影印
叢書7 一九七九 同叢書刊行念)に拠る。以下同じ。
『大概』本文は日本古典文学大系『歌論集 能楽論集』(一九六一

岩波書店)に拠り、表記等を一部改める。

(14) 『日本古典文学大辞典』(一九八三岩波書店)一「詠歌之大概」
項(田中裕)参照。

(15) (5)参照。
「其男廿一為丁。六十一為老。六十六為書」(戸令)参照。

(16) (5)参照。(2)の藤田論文にも当該問題についての言及あり。

(17) ただし実年齢の意識が希薄であったと言うつもりはもとより無
い。むしろそれは濃密に自覚されていたはずである。従つて実年齢
に即した「老」の自覚も極めて鮮明であつたと思われる。而して定
家の「老」の目的は恐らく四十歳とされたものではなかつたか。
例えば「明月記」の正治二年十一月八日条の通親家影供歌合の折の
記載、
今夜老少分方被合云々、予入少方、尤以存外也、但以四十為其境
云々、然而家隆鑑
云々、在少方、如何

は、老少の境は四十歳とする一種の通念があつたこと、そして此の
年三十九歳、程なく四十路を迎えようとしていた定家は、四歳上の
家隆との差をも慮りながら老若の境を強く自覚していただろうこと
を伝えている。同年七月十八日、著名な院初度百首の作者撰定をめぐ
る経緯に触れて定家は
而内府沙汰之間、事忽變改、只撰老者預此事云々、古今和歌境
能、撰老事未聞事也、是偏聘季経路、為弃置予所結構也
の如く記している。ここでは非老の歌人であることが暗黙裡に宣明
されているとも読める。しかし翌建仁元年、熊野御幸に感従した苦
難の旅程のち十一月十三日条には、

寒氣失度、老氣於事匪弱可辨、入夜退下、咳病又発、心神甚悩
のように、迫り来る「老氣」の予感が云われ、同二十九日条では
「西北風如刀冷、寒病競起、老身於事無為方」ともあつて、「老」
の自覚がいよいよ色濃く登場している。以後「老」は「明月記」の
言わば通奏低音となつて叙述の中に隠顕することになる。さて既に

四十歳の建仁元年以降おおよそ此くの如くなのだとすれば、それより降って建保三年以後の定家について〈老〉の意識や〈老味〉と語られる時期の如何を詮索するのは実は余り有効なことではないとも言える。

ただし私は定家の〈老〉につき以上のような側面を認めながらもなお〈老〉の叙述の中に種々の表現上の表情を読み取りたいと思ふ。

(19) 「建保末年頃、あるいは承久三(三三)年の承久の乱以後の成立と考えられている」〔有吉保編『和歌文学辞典』一九八二・桜楓社〕「承久三(三三)年以後あまり下らぬ頃の成立かと考えられる」〔藤平春男稿 犬養廉他編『和歌大辞典』一九八六・明治書院 など参照〕

(20) 例えば幽齋抄に「毫 説文に年九十なるを毫と云とあり、曲礼には八十九なるを毫とあり」云々と漢字の原義を取り沙汰する説も見えるが、釈義に豊富さが加わるのに応じて、定家の実情から遊離する結果となっている。

(21) のちの〈禁制詞〉論へと展開されていく一つの種となっている。こうした捉え方はすでに近世に見える。例えば後水尾院「詠歌大撰御抄」に次の如くある。

愚意、近代之人云は制の詞の心也。本歌のことには非ざる歟如何。制詞のことも定家より已後の沙汰なれば、此近代之人云の心を以て沙汰したることや。

(22) 〔列聖全集〕御撰集 第五卷 一九一六 列聖全集編纂会
〔23〕 かつて川平「長綱百首」定家の評について——〔国文学研究〕55 一九七五・二)において以下に引く評言を根拠として『大概』成立説に言及したことがある。本稿では成立論を主軸に旧稿の結論を増補・再説する。

(24) 本文は川平「長綱百首」伝本考——付・本文翻刻(底本・松平文庫蔵A本)——〔和歌文学研究〕33 一九七五・九)による。

(25) 関連歌を列記する(本文は『新編国歌大観』による)。

紅葉ばにむかしをとへば立田川をりしも空もかき時雨けり
(御室五十首・釈阿・二七九)

家隆歌の匝流と目される例。
人はなし昔をとへばふるさとにこたへぬ色やまぶきのはな
(通親亭影供歌合(建仁元年)・故郷歌冬・七番左・範光)
すみすてし昔をとへばいはぬ色やまぶきの露ぞこぼるる
(同右・同題・八番左勝・家長)

ふりにけるむかしをとへば津の国ながらのはしの跡の白波
(建保名所百首(建保三年)・雑・長柄橋・兵衛内侍(「康光」とする本あり))

正治初度百首をも含めて、右掲の用例の詠出された全ての折と場
に、定家もまた出詠していることに注意したい。「每人誦れ候也」
は単なる誇張ではなく、むしろこの間の用例史をつぶさに見知って
いた上での発言であろう。

(26) 『定家八代抄』春上に撰入されている。
(27) 『僻案抄』延応二年奥書(私に言う二類本のテキストに主として
見える)「前員外典既染心於和語之詞、深成師弟之契約、常依彼訪問
寂之蓬戸」云々の文言による。

(28) 勿論「歌善悪一身弁存之由有誇張之気云々」〔明月記〕元久元年
八月二十二日条 などの通常の名詞ともとれるが、当面の文脈では
「善悪」↓「とりはたらかざるまじき物にて候」の如く副詞として
下に掛る用法と解される。「善悪可随 勅定候」〔尊性法親王書状
(天福元年カ) 鎌倉遺文四四八(一)、「皆以守護武士敷居之、善悪不
通人侶之間、自遠近之所、持參彼御供用途物等、定不通敷」(春日社
司運署申状(嘉禎二年) 同上五〇五〇)、「この人の云はん事は善悪
違へじ」(正法眼蔵随聞記(一))

等の用例に近寄せて読解したい。その場合、規範を説く語調が一層
強まることになる。

(29) 諸説を摘記する(一々のテキストの性格について書誌的な説明を

要するが今省略に従う。
(4) 奥に「右之説ハ土岐東常縁作之云々」とあることで注意される註書に次がある。

此七八十年とさせるところ難勘と云り、されハ定家卿より已前崇徳院の御代の哥作者などをいへるにやと云、

〔書陵部蔵〕「詠歌大概圖書抄」(鷹・四二九)の前半に合写)

〔崇徳院の御代〕と指定される根拠は示されていない。

(6) 七八十年とさせる所はかりかたし、若建保四年に拾遺愚草を撰給し以其比いは、崇徳院の御代、天治大治なとよりの事と可心得にや

〔宗祇註〕全井明「翻刻『詠歌大概抄宗祇作』」(書陵部蔵五〇一、四八〇)「鹿兒島短期大学研究紀要」48一九八・一〇による

「若建保四年」とある計算の起点は文字通り仮りの想定に過ぎまい。祇註の影響は周知のように後代著しい。

(7) 七八十年以来トハ定家卿時代ヨリ以前、是鳥羽近衛之比か

〔書陵部蔵〕「詠歌大概注」(伏・七六)「常光直被仰出條々」に合写)

間に崇徳在位期間の一八年を置いて「鳥羽近衛之比」と説くのは余りに大雑把過ぎよう。

〔天治大治〕

(8) 七八十年とハ大かた天治治年中にあたる、きんよう不可用也、後拾遺以前ハ七八十年にあらざる也、万葉と云物に難をあらはし易をかくす、それにてハ道か断絶せんと思テ古今を撰シたるもの也、然とも後拾遺の末からはや風かをとる也、金葉詞花から風かかたおちてあしくなる也

(9) に引いた書陵部蔵桂宮本註書。「」は国会図書館蔵本(み・四二二)

(6) 七八十年以来ハ順徳院の時分より前七八十年たるへし、然者崇徳院の時節より此かたの人の哥たるへき歟、則制詞のうた作者等の時代なり(中略)七八十年 応保二年定家卿誕生、俊成卿

四十二、定家六十一のとし梶井宮へ進上、近衛院御代歟、それより七八十年以前の事也

〔宗養抄〕書陵部蔵「三部抄」(一五四・一八)による)

建保期より起算しているのであろう。右の後半は「仍覚御説」(公条説)として引くか。

(7) さてこの七八十年とさす所はいつころをいふへきそといふに、建保四年に拾遺愚草を撰し給ひし其ころを以ていは、崇徳院の御代天治大治の比にあたるへきと心得へき也(中略)所詮金葉以来を是用へからずと心得へき也(幽齋抄)

宗祇註を踏まえ、先引の貞応二年以降成立説を述べた上で「金葉以来」とする解釈を示している。建保四年を目安としている点の問題は宗祇註と同様である。右の幽齋説は殊に近世の諸抄への影響大である。

(8) 詞努々不可取用之 天治大治の比と云々、不及其儀と也、習に後拾遺までと可心得也、其後の哥ハ不取云々、定家卿の五代簡要

〔集〕と云物有、三代集の上万葉下後拾遺加之也、時代ハともかくもあれ、作者ハ不及也、詞花集以前の事をいへり、定家卿時代まで詞花集よりハ七八十年になる也、宗祇種々にいへり

(種通抄。(10) 所引の静嘉堂本に拠り(4)の翻刻との異同を「」に示す)

〔五代簡要〕の援用は新たな論点を提供するものであり注意される。ただし「定家卿時代」をどこに見定めるかの根拠は明示されていない。

(6) 七八十年とはいづれの時分そなれば、順徳院の時分より前七八十年たるへしと心得へき也、天治大治の時分なるへし、然者崇徳院の時節より此かたの人の哥たるへき歟、則制詞のうたの作者の時代也、此七八十年以来といふに、二条家と冷泉家とちかひあるなり、冷泉家は此抄なと講談すれば其当日より七八十年と心得て置也、当流不信用事也

(後陽成院抄。書院部藏『詠歌之大概抄』(五〇一・四三八)後半部の記載によれば、江戸極初期の時点で「七八十年以来」につき「家」による解釈の相違のあったことが知られる。冷泉流では、当該の年数を、定家の時代のみならず、時代を越えて適用しうる教条として理解していたことになろう。

(7) 七八十年云々、崇徳院ノ比清輔時代ヲサス也

(五井純禎『詠歌大概紀聞』大阪府立中之島図書館蔵(二二四・一一二))

その他「七八十年以来」の年数をことさらに細かく詮議すべきではないとする見方も、旧研究史上の註書類に見える(例えば荒井堯民『詠歌大概代講抄』)。その種の見解が提出される理由は、早く宗祇註に「はかりかたし」とあったように、事が結着し難いことに因らう。また年次比定に必ずしも厳格でないと態度に因るものでもあろう。しかしそれらは、能う限り律義に史的定位を図らうとする私たちの意図にはなじまない。

なお道晃親王『詠歌大概鈔』書院部蔵二本(鷹・二一八 鷹・四五八)後者の外題は『詠歌大概愚鈔』は問題部分の註に『長綱百首』のAを引用しており注目される。Aを問題に組入れるという着想は早く存在していたのである。ただし道晃説は「制詞」説としてAを引いており、一方「七八十年以来」については宗祇註を直接的に祖述するのみである。

(30) 福田秀一編『近代秀歌』新典社版原典シリーズ7(一九七二 新典社)所収の島原松平文庫蔵本(『西行上人談抄』付載「秘々抄」)の影印に拠る。「」に同上所収彰考館蔵「和歌秘本」所収本との校異を示す。

(31) (2) 掲出書、解題(久保田淳)参照。

(32) 安永四年(二七七五)刊本(静嘉堂文庫蔵「黄點歌勅撰抄」五一九・六・二二〇八七)に拠る。なおこの部分に関する他本との異同は(1)の樋口『定家八代抄と研究』参照。

(33) 天福元年の出家以後に記された『順徳院御百首』の追註(裏書)の中で定家は、建保四年百首の家隆詠に做った「弟子共」の動向に言及しており、この姿勢は遠く晩年にまで及んでいる。なお唐沢正実『順徳院御百首』の「裏書」について『和歌文学研究』49(一九八四・九)参照。

(34) 田中裕「後鳥羽院御口伝の執筆時期」(『語文』35 一九七九・四)参照。(23)の拙稿において、後鳥羽院の「近代」は「院独自の歌壇状況の認識」に裏打ちされているものの、歴史意識の濃密な定家の近代に比して、より「状況論的概念」として用いられていると述べたが、定家との対比を急ぐ余り、やや表相的な理解に止まっていたと思う。田中論文によれば、院の「状況論」の内実こそ吟味されるべきだということになる。なお「後鳥羽院御口伝」本文中の時間概念を示す語句の異同については和歌文学論読会編『校本後鳥羽院御口伝』(一九八二 私家版)参照。

(35) このように年数を指定することは、より際やかな——例えば「近代秀歌」に比して——制約を設けることであり、ひいては『大概』の理論に規範的な性格を帯びさせる一因でもある。これはもっぱら読む相手を意識してのものか、それとも執筆時における定家の内なる志向や促しに依るものなのかよく考えてみるべきだと思う。その際、広く定家が和歌にかかわる事柄を、時期を区切つて問題にしている次のような言説をも顧慮すべきか。

(4) 此四五十年かきまて候し歌よみともは、其骨も候はず、秀歌一もよみいたさす、みたてなげに候しかとも、題よむやうをはみなしりてよみ候しかは、唯天性のにくさげなる身事イの見たてなき寄にて候しかとも、ひか事はよみ候はず、近代は言葉すかたはなたらかに優に候へと、心えぬ哥の聞え候也

(5) 此事廿廿余年以来之人殊有存旨歎

(『下旨集』(東京大学国語研究室蔵本)末尾の「袖書云」とある中の記載)

(4)は題詠の方式をめぐる説、(5)は「へ」と「え」の仮名遣の別を付言した中の説である。この種の表現方法や和歌の表記形式などの領域について、時代の趨勢や事柄の歴史性を省察した上で、年数や指し立つつ己の見解・流儀を明示するという定家の姿勢を窺いうる。ただし(4)は主として経験的に得られた知見にかかわっており、翻って『大概』の問題の箇所はより一層表現史的な認識を支えられていると見られる。

(36) 日本古典文学大系『愚管抄』(一九六七 岩波書店)。

(37) 堀河百首や久安百首の(私たちの観点からする)和歌史的意義はともかくとして、『大概』の当該箇所における定家の論理に従えば、両百首よりのちの時期に一つの区画が敷設されていたのだと考えられる。

(38) 藤平春男『歌論の研究』(一九八八 ぺりかん社)一三〇頁参照。ただし「同時代」の歴史性は、小稿で強調するように、厳格且つ切実な時代意識に基づくものであったと考えたい。

(39) 石田吉貞(5)、樋口芳麻呂(1) 掲出書参照。当然ながら、存在する差異を無視すべきではあるまい。最も親密な関係にある例歌部について言えば、単純に一方を改編して他方が成ったとは認めにくく、ましてや双方の歌の出入りを物理的な損傷による欠陥とのみ解することはできないと思う。従って「現在の『秀歌體大略』は缺本ではないか」とする石田吉貞説(5)参照)には同じえない。共に拾遺集・忠岑の春立つといふ計にやみよしの山も霞みて今朝はみゆらん／＼に始まりながらも、『定家八代抄』の神祇・釈教を含まず雑歌の／＼世中道こそなけれおもひる山の奥にも鹿ぞなくなるの俊成詠(千載集・雑中・一一一五)で終る自筆本「秀歌」(ただし自筆本自体には巻末に落丁あり)の八三首と、同じく難以下(神祇・釈教をも)含まず恋歌の／＼なげけとて月やは物を思はずるかちがはなる我涙かな／＼の西行詠(千載集・恋五・九二九)で果てる「秀歌之躰大略」一〇三首とは、それぞれ小秀歌撰として自

立する要素をもちながら互いに独自の秩序を備えているように見える。ちなみに靈元院は元禄八年(一六九五)の『大概』講歌において、一〇三首を一つの構成体と見做して次の如く述べた。

恋部までを書出して雑部に八手もつけず、あまり哥教もおほく成ゆへ、恋までにて雑部をさしをくいかさまにもしやらくなやうにみゆるなり

(京都大学文学部文科閲覧室蔵『詠歌大概聞書』(国文学・FC・2c)に拠る)

両書の差異を精細に記述することによって逆に相互連関性を見定めることができると思う。

(40) 福田秀一『中世和歌史の研究』(一九七二 角川書店 一九七五再版、今井明『近代秀歌』諸本の系統に関する一考察)『国文学研究』89 一九八六・六 参照。

(41) 春名好重『古筆辞典』(一九六九 三彩社)。

(42) (41) 一九八五 淡交社版。

(43) 中田勇次郎責任監修『書道藝術16 西行 藤原俊成 藤原定家』(一九七六 中央公論社) 釈文・解題「近代秀歌」項(久保田淳)。

(44) 『定家様』五島美術館展覧会図録107(一九八七 五島美術館) 名児耶明「定家書風變遷表」参照。同図録はより積極的に「土佐日記」にやや先行するころ、七十二歳前後と推定としている(七八頁)。細密な分析による右の推定に従いたい。

(45) 無論おのおの執筆の対象が異なっていた可能性を否定できないが、孰れも定家晩年の思考の跡を伝えていると捉えたい。

(46) 川平「真名本から仮名本へ——『詠歌之大概』享受史」 指定のため——『跡見学園女子大学紀要』19 一九八六・三。

(47) 『八代集秀逸』(流布本)と『秀歌大躰』(後鳥羽院歌を含んで)いることの意味を、『大概』の場合と結び合わせて捉えたい。

(付) 仮名本三本について

1

『詠歌之大概』のテキストに、真名文体・仮名文体の両様存在することは周知の通りである。ここでは、真名文体の論述部に「秀歌之駄大略」の例歌群を付載している通例のいわゆる〈真名本〉(定家真作)に対する異本と目すべき〈仮名本〉のうち、既に確認されている伝本に追補しうるところの三伝本をとり上げて、各本の特徴を略記し、おのおののもたらす伝本論への示唆や、『大概』読解上の問題の一斑につき付説したいと思う。

2

〈仮名本〉の含みもつ問題性や伝本論の課題については旧稿⁽¹⁾において考えてみた。検討材料となる〈仮名本〉の具体的な伝本はと言えば、田中裕による紹介・吟味以来、久保田淳・今井明・湯浅忠夫⁽²⁾による調査・研究を経て、現在のところその数都合十二本(『井蛙抄』所引本文、田中裕のいわゆる「頓阿本」を一本と見做せば)ほ

ど確認されている。伝本の発見・紹介が相次ぐこの間の研究状況に已に暗示されている通り、〈仮名本〉は相当の広がりをもって流布して然るべき数の伝本を生んでいたようであり、今後更に見出される可能性も少なくないであろう。事実、以下に掲げるような伝本も現存している。従来の資料に追加しうる三つの伝本について略記してみよう。

(1) 日下幸男氏蔵本

本書は大振りの袋綴一冊。江戸中期写か。外題(題簽)に「假名詠歌大概」、内題に「詠哥大概 定家卿」とある。まず〈仮名本〉本文を載せ、改行したのち間を置かずに「或人の哥をハ何様によむへきそとはれしかハ」以下の、流布本系統『近代秀歌』を合写。奥に「これハ定家のうたよむへきやうとてかゝれたる物なり」云々の仮名文体による文章と、右の文章は「為家卿消息」である旨の真名文体の一文とを、言換えれば二種の加証奥書を持っている。

さてこの種の内容と形態を備えている〈仮名本〉については、今

述べた奥書の吟味と併せて既に報告されているところである。すなわち今井明の分類に云う〈仮名本〉「甲類」がそれで、書陵部本（五〇九・八一）と宮城県図書館蔵伊達文庫本（伊九一・二〇七・二）の二本伝存しており、共に今井によって翻刻・紹介されている。このうち後者の伊達本は先記の加証奥書の後に連歌師玄陳の奥書等を持ってゐる。今紹介する(1)の日下氏蔵本の奥にも同じく以下のように見える（右傍の「ハ」は伊達本との校異）。

(a) 右本為秀卿以自筆本書写早

尤可謂證本歟

明曆二年五月下旬 法眼玄陳判

(b) 右假名詠歌大概者以連歌師里村玄陳

自筆之本 岡田豊前守善政 令書写者也

享保三年戊戌十月日

耽書堂望東屋

(c) 此一冊望東屋以所持之本書写終

享保四亥天二月日

似通行年
八十歳

ただし伊達本に見えるのは(a)・(b)のみである。(c)の趣意から直ちに知られる通り、日下氏蔵本は、伊達本そのものの転写本とは断じられないものの、玄陳―耽書堂望東屋と伝写されたテキストを基とする写本（「以通」筆としてよいか）と認められる。玄陳經由本とも称

することのできる〈仮名本〉の流布の様を伝える伝本として位置づけうるであろう。奥書のみから判断すれば(b)までを有する伊達本より更に時期の降る(c)を持つゆえに、日下氏蔵本は伊達本を上回る本文を備えるものではないことがあらかじめ予測される。しかし先掲奥書の字句にも現れている僅かな異同を過少評価するのでないならば、両本は「耽書堂望東屋」書写本を互いに別途に書写して成ったという可能性もなお残るであろう。その際、双方に見られる朱筆に少く注意すべきかも知れない。

朱は、全体に施されている読点や、「近代秀歌」部分の段落の頭と末尾の秀歌例の各歌の合点に見られるが、日下氏蔵本では更に本文右傍に次のような補記が加わっている。

・風躰堪能の先達の秀句、古今遠近をろむせず、よろしきを見て
・近代、詠つゝしむてのそきすつへし

・時節、景気、世間の盛衰、ものゝよしあしをしらむために

右の「ハ」「ノ」「ノ」の箇所は、伊達本では全て本行に記入されている。これらのテニヲハの朱記は、書写時に書き落したものを直して校正したものに過ぎないとも解しうるが、逆に本来元の本には無く、校合により補記された（書写者によるか）ものであるという可能性も否定しきれない。玄陳經由本の原初形態を尋ねるためにもなお右のような微小な点に注意しておくべきかと思う。

玄陳經由本をもう一本見出しうる。

(2) 祐徳稻荷神社寄託中川文庫本（六、二二二、三二七九）

本書は大和綴の横本一冊。表紙左に直書きで、

豊筑後守統秋詠草

詠歌大概定家卿思

とある。前半に収められているのは三条西実隆の評点のある豊原統秋詠三十首であり、後半に玄陳経由本が合写されている。すなわち(1)と同様「詠歌大概 定家卿」の端書に始まり(仮名本)本文、流布本『近代秀歌』、兩種の奥書、明暦二年の玄陳奥書と統一している。注意されるのは、玄陳奥書のみで終り、(1)や先掲伊達本に見られる玄陳以降の流伝過程を伝える奥書を持っていない点である。この点を捉えて、本書こそが玄陳経由本の初原形態であると即断することは無論できない。いづれ、定家様を能くした玄陳筆になるような伝本がこのうち出現することなどもあり得るであろう。ともあれ従来伊達本のみ知られていた玄陳経由本の類に、先掲の(1)そして此の(2)を追加しうることの意義は認めてよいであろう。

改めて本書の本文を検討すると、伊達本や(1)に見える朱の読点・合点の無いこと、字句は伊達本よりむしろ(1)に記した特徴に近いことなど、細微に亘る差異ながら留意される。ここでは、将来なされるであろう玄陳経由本復原の一助ともすべく、(2)の(仮名本)部分の本文を写し取り、伊達本との差異を傍記——「」に異文を、()に意味の相違を来さないものの表記等の異なるものを——しておく(斜線は改行を、「」は丁の表裏の移りをそれぞれ示す)。

詠歌大概 定家卿

夫和哥へ心あたらしきを先とす人の／いまた詠せさらんを求めても

ちある／へし詞ハ三代集を出へからす／先達のものちあるところ新古今／の哥おなし／これをもちある／へし風賦権能の先達の秀／句古今遠近をろむせすよろし／きをみてその跡にしたかふへし／近代詠つゝしんてのそきすつ／へし七八十年より此かたの人の詠／し出す所の詞ゆめ／取用る」へからす古の人の哥にきてハ／多／その同じ詞これを詠す巳／常例也但 古哥をとりて新哥／詠する事五句の中三句におよハム／頗過分めつらしけなし二句の上／三四字これをゆるす同ことを以て／古哥の詞を詠するハ無念花□／をもて花を詠月をもて月を／詠すへからす四季の哥をもて恋／雑を詠恋雑の哥をもて四季／を詠かくることきの時古哥を取／のなむなし足引の山ほと／とぎす」三吉野よし野の山久かたの月の桂 時鳥／なくや五月玉はこの道行人かやうの／詞ハまたいく度なりともは／かるへからす／年の内に春ハきにけり月やあらぬ／春やむかしさくら散木の下風ほの／と／あかしの浦如此の類を二句なりとも／更に詠へからす常古哥の景氣を／観念して心に染へし殊に見習／へきことハ古今伊勢物語後撰拾遺／三十六人の集の中に殊成上手の哥を／心ニ可掛人丸貫之忠岑伊勢小町木か／たくひ也和哥の先達にあらずといふ共時 節景氣世間の盛衰ものよしあし／をしらむために白氏文集の第一第二の／帙をもてあそぶへし深和哥の心に通也和哥ハ師なしふるさをもて／師とす心ニ古風をそめ詞を先達に／ならハムたれかこれを詠せさらむ

(3) 祐徳稻荷神社寄託中川文庫本(六、二二、七九六)

祐徳の文庫にもう一本の〈仮名本〉が蔵されている。ただし当該本は前半に真名本『大概』の論述部のみを載せ「秀歌之躰大略」を欠く、後半に〈仮名本〉を載せて、あたかも両文体を対照するかのような構成となっている。本書はその形態の特異さにおいてまず注目される。体裁は列帖装一冊、紺・朱・緑の絹糸で牡丹唐草を織出した表紙、表見返しに菊、裏に萩をそれぞれ金泥で描いている。外題無し。内題は「詠歌大概」、ただし後半〈仮名本〉は特別の端書が記されていない。一丁表は真名本冒頭の「情以新為先」「詞以舊可用」の二句が上段に大書され、下段におのおのの細註が記されている。真名本は一面五行、〈仮名本〉は八行にゆったりと書かれている。包紙に列記⁽¹⁰⁾されている中に、「詠歌大概 風絃堂筆」とあるのは、当該本が第四代鹿島藩主鍋島直郷(享保三年(二七一八)―明和七年(二七七〇))の和歌の師長賢の筆になることを示すものか。

さて以上のような内容と形態を眺めると、おのずと当該本は以下のような思いを私たちに抱かせる。

(1) 『大概』論述部のみを特立して享受する〈序文化〉の枠組に強く規定されて成ったテキストであり、さながら「真名序」「仮名序」の「両序」を一対のものとして扱ふ意識によるものではないか。

(2) 『大概』や『三部抄』の伝本にしばしば見られるように、本文内容そのものよりむしろ美麗な装幀や筆跡への関心に基づいて作製された伝本ではないか。

(1) 一丁表の書写形式などは、しばしば「情」(心)云々「詞」云々の二句を対比して掲げる『大概』の〈切紙〉の説をすら連想させる。

してみると当該本は近世以後の『大概』享受の一つの姿を伝えるものであつて、中世における〈仮名本〉の本源的な成立問題とは直接何らかかわらないテキストと見做すべきかも知れない。しかしながら〈仮名本〉部分の本文を辿ってみると、真名本に「雖^三何度^二不^レ憚^レ之」として列挙されている句のうち「郭公なくや五月」を欠脱している点に難点を見出しうるものの、〈仮名本〉諸本とはやや異質の、

① 新古今古人の歌

② 風躰堪能の先達の秀歌にならふへし

③ 古今遠今の論せず

④ 古人の歌におきてハおほくそのおなし詞これを詠す

などの文辭は注意される。これらは中世以来の何がしか由緒ある〈仮名本〉本文に依拠したものなのか、または先行テキストに依りながらも幾分改変を施したのか、もしくは——例えば近世に至って後代的に、或いは、染筆時の当座において——独自の読みに基づいて訓解された結果なのだろうか孰れであるかを決する明徴は得られない。判断の手懸りとなる奥書類も一切無く、此のテキストの性格や位置は今のところ不詳である。ただし見定め得ないながらも、〈仮名本〉のテキスト生成史の途上には此の種のテキストも存在し得たことに注意したいと思う。のち程本書の全文を翻刻掲出する。

以上〈仮名本〉三本に密着しながら略説したが、明らかにし得たことは乏しいと言わねばなるまい。例えば(1)・(2)の玄陳経由本を知り、幾つかのテキストの事実についての知見を得たものの、玄陳以前における当該テキストの形成過程に迫り得た訳ではない。差し当り同テキスト末尾に記されている先掲の奥書二種の性格やそれらが付載された事情についても新たな論点を見出せなかつた。(3)の場合も含めて、以上で記したのは、〈仮名本〉生成の初源からやや離れた地点で確認しうる書誌的事実に止まっているとすべきであろう。

〈仮名本〉研究は言わば〈進行中の課題〉である。近年、冷泉家に〈仮名本〉が二本伝存しているという注目すべき便りも聞かれる。⁽¹⁴⁾ 伝本論は今後更に展開・深化せしめられるものと思ふ。ただし、伝本論と媒介的に〈仮名本〉の文言そのものを、定家の理論とのかかわりにおいて批判的に再吟味することこそ要請されると私には思われるのであるが、それについては機会を改めて試みたい。

翻刻に当って、底本の字体・書写型式(特に字詰・改行)をなるべく改めず保存する。丁表裏の移り、紙継等を()中に註記する。

△翻刻▽ 祐徳稻荷神社寄託中川文庫蔵

『詠歌大概』(六、二二、七九六)

詠歌大概

情以新為先 求人未詠之心 詠之

詞以舊可用 詞不可出三代集 先達之所用新古今(一オ) 古人之歌同可用之(二)

風躰可恊堪能先達之秀歌 不論古今遠近見宜歌 可恊其躰

近代之人所詠出之心詞雖一句 謹而可除弃之 (一ウ)

於古人歌者多以其同詞詠之 七八十年以來人所詠出 之詞勢不可取用之(一)

已為流例但取古歌詠新歌

事五句之中及三句者頗過分

無弥氣二句之上三四字免之 (二オ)

猶案之(一)

以同事詠古歌頗無念歎

以花詠花 以月詠月

以四季歌詠戀雜哥以戀雜歌
詠四季歌如此之時無取古哥

難歎(二ウ)

あしひきの山ほととぎす

みよし野のよしのみやま

久かたのつぎのかつら

ほととぎすなくやさつき

玉ほこのみち行ひと(三オ)

如此事雖何度不憚之

年の内にはるはきにけり

月やあらぬはるやむかし

櫻ちるこのしたかせ

ほの／＼とあかしのうら(三ウ)

如此類雖二句更不可詠之

常觀念古歌之景氣可染心

殊可見習者古今伊勢物語後撰

拾遺三十六人集之内殊上手

之歌可懸心(四オ)

人丸貫之 忠岑 伊勢 小町
等之類也

雖非和歌之先達時節之

景氣世間之盛衰為知物由

白氏文集第一第二帙常

握翫深通和歌之心(四ウ)

和歌無師匠只以舊歌為師

心染古風習詞先達者誰人

不詠之哉(五オ)

半葉白紙(五ウ)

先和歌は心あたらしきをさきとす人の

いまた詠せさらむをもとめてもちあるへし

詞は三代集を出へからず先達のもちある

ところ新古今古人の歌おなしくこれをもち

あるへし風躰堪能の先達の秀歌になら

ふへし古今遠近の論せずよろしきを見て

其躰にしたかふへし近代の詠つゝしんで(六オ)

のそきすつへし七八十年より此かたの人の詠

し出すところの詞ゆめ／＼取用るへからず古人

の歌にをきてハおほくそのおなし詞これを詠す

すてに常例也但古歌をとりて新歌詠する

事五句の中三句に及は／＼頗過分めつらしけなし

二句のうへ三四字これをゆるす同ことをもつて

古歌のことはを詠するハ無念花をもて花を詠月をもて月を詠すへからす四季の歌を^(六ウ)

もて戀雜を詠戀雜のうたをもて四季を詠

かくのときの時古歌を取のなんなしあし引の

山ほとゝぎすみよしのゝよし野の山久かたの月の

かつら玉ほこの道行人かやうの詞ハまたく

いくたひなりともはゝかるへからす年のうちに春は

きにけり月やあらぬ春やむかし桜ちるこのしたかせ

ほのくとかあかしの浦如此の歌を二句なりともさらに詠すへからす常に古哥の景氣を觀念して^(七ウ)

こゝろにそむへし殊に見習へきことハ古今伊勢

物かたり後撰拾遺三十六人の集の中に殊成

上手の歌を心に懸へし人丸貫之忠岑伊勢

小町等かたくひなり和歌の先達にあらずといふとも

時節景氣世間の盛衰ものゝよしあしをしらん

ために白氏文集の第一第二の帙をもてあそぶ

へし深和歌の心に通也和哥ハ師なしふるぎ

をもて師とす心に古風をそめ詞を先達^(七ウ)に

ならはゝたれかこれを詠せさらむ

△註▽

(1) 本論の註(45)参照。

(2) 右の論文に掲出した諸論(同論文註(3)(4)のち、湯浅忠夫「校異仮名本詠歌大概」『学習院大学国語国文学会誌』19 一八九六・三)、湯浅「詠歌大概成立試論——仮名詠歌大概に根本を想定する立場から——」(和歌文学会例会口頭発表表 一九八八・二)が加わった。

(3) 本論の註(39)掲出の福田秀一「中世和歌史の研究」参照。

(4) (2)の今井明の諸論、ならびに同じく今井の本論の註(40)掲出論文参照。

(5) 『未刊和詞資料集』六(碧冲堂叢書 六九 一九六六・一一)、伊藤敬「室町後期歌書誌」『苦小牧工業高等専門学校紀要 人文科学編』4 一九六九・三)、井上宗雄「中世歌壇史の研究 室町後期」(一九七二 明治書院 一九八七 改訂新版 162頁参照)。

(6) 外題に示された書名は、「詠歌大概」すなわち「定家卿消息」という認定を意味しているのではあるまい。「詠歌大概」に「定家卿消息」Ⅱ『近代秀歌』を付載する意であろう。玄陳経由本が本来どのような書名で呼ばれていたかは今のところ明確でない。

(7) ちなみに玄陳筆(古筆家の認定による)の『三部抄』(東洋文庫蔵岩崎文庫本(三F・a・二〇))は將に定家様で認められている。

(8) (2)の冒頭に「西園／翰／墨林」ならびに「中川／文庫」の蔵書印がある。

(9) それらは元来玄陳経由本に存しなかったことをこの点から推測しうる。

(10) 他の幾つかの書名が見える。それらの書は本来同じ包紙中に一括されていたか。現在は当該本のみ。保存の原態が失われていると思われる。筆は下記の直郷か。山田洋嗣氏の教示に拠る。

(11) 日下幸男・山田洋嗣両氏の教示に拠る。

(12) 例えば陽明文庫蔵『授撰政 三部抄切紙』(八九一四八—八九一五
一、国文学研究資料館蔵マイクロフィルムによる)、九州大学附属
図書館蔵『秘傳七ヶ條』(五四三・ヒ・三) 所収「詠歌大概切紙」
等参照。

(13) ただし(2)の玄陳奥書の年紀「明暦二年」云々は直前の「右本」云
々より一字分高く書かれている。(1)ならびに伊達本は逆に下げて書
く。(2)に依拠すれば、「右本」云々は玄陳以前に存した本奥書とな
り、ひいては為秀自筆本に基づく旨の認定も、必ずしも玄陳による
ものではなかったかも知れない。

(14) 『しくれてい』19(一九八六・一二)。

〈補記〉

小稿の骨子を和歌文学会例会(一九八九・一・一四 早稲田大学)に
おいて口頭発表した。その折、福田秀一・藤平春男・湯浅忠夫の
各氏より質疑と教示を得た。福田氏より、『大概』成立時期に關す
る私見の年数粹についての確認、宛先尊快説の検討課題につき、
藤平氏より、「大略」部の構成・性格、それらと成立説との整合
性如何につき、湯浅氏より、『二四代集』と「大略」との相関性、
その際の兩本文の字句の解釈、また私見の妥当性如何につき、そ
れぞれ質疑を得た。小論中で既に言及した点も含まれているが、
残る問題、各氏の示唆された課題については更に考えたい。

なお御所蔵本紹介の許可を快諾、実見の機会をも与えられた日
下幸男氏、高配賜った祐徳神社の島江邦彦氏、中川文庫本につき
懇切な書信を賜った山田洋嗣の各氏に厚く御礼申し上げる。且下
氏・山田氏の教示により、校正時、誤読等を訂正することができ
た。

小稿を成すにあたって跡見学園特別研究助成費の援助を得た。